

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和4年11月定例会

第2号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和4年岩手沿岸南部広域環境組合議会 11月定例会会議録

令和4年11月9日水曜日

議 事 日 程 第1号

令和4年11月9日(水) 定例会
午後4時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 認定第1号 令和3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算
- 第6 議案第5号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

以 上

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名……………3
- 第2 会期の決定……………3
- 第3 議長の報告……………3
- 第4 管理者の報告……………3
- 第5 認定第1号 令和3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算……………4
- 第6 議案第5号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………6

出席議員（11名）

議長	伊藤	藤部	力俊	也作	君
1番	阿野	田	忠	幸	君
2番	野	野	貴	徳	君
3番	中	野	正	勝	君
4番	水	野	康	悦	君
5番	東	梅	祐	一	君
8番	阿	部	愛	明	君
9番	古	川	英	久	君
10番	船	砥	泰	治	君
11番	藤	倉	広	紀	君
副議長	菅	野			

欠席議員（2名）

6番	遠藤	幸徳	君
7番	東	堅市	君

説明のため出席した者

管理者	野田	武則	君
副管理者	戸田	公明	君
副管理者	平野	公三	君
副管理者	神田	謙一	君
事務局長	長野	勝洋	君
事務局次長	菅野	洋美	君
会計管理者	佐々木	絵和	君
監査委員	北田	和紀	君
監査委員事務局長	四戸	直紀	君（代理）

事務局出席者

幹事	二本	松	史	敏
幹事	鈴木	木	康	代
幹事	山田	田	壮	史
幹事	関		貴	紀
幹事	鈴木	木	絹	子
書記	佐々木	木	敏	之

午後 4 時会議を開く

○議長（伊藤 力也君） 本日の出席議員は 11 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席の届け出は、6 番、遠藤幸徳君、7 番、東堅市君の 2 名であります。

ただいまから、令和 4 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、3 番、中野貴徳君、4 番、水野正勝君の両名を指名いたします。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、認定第 1 号及び議案第 5 号の 2 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、管理者から、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例第 16 条及び岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例施行規則第 8 条の規定に基づく、令和 3 年度岩手沿岸南部広域環境組合情報公開制度運用状況について、報告がありました。

次に、監査委員から、地方自治法第 199 条第 9 項及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○**管理者（野田 武則君）** 令和4年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等について、ご報告いたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターへのごみの搬入量は、本年度9月末において、14,321 tであり、前年度同期と比較して97.3%の量となっており、減少の要因は、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているものと推察するものである。

本年度9月末時点におけるマテリアル及びサーマルリサイクルの状況については、マテリアルリサイクルのスラグが1,197 t、メタルが239 t 排出され、すべて建設資材等に再資源化されております。

また、サーマルリサイクルのごみ発電は、発電電力量で約609万kwh、そのうち施設で使用した電力量を除く、委託事業者による電力会社への売電量は、約213万kwhとなっております。

環境対策については、排ガス処理等に万全を期した上で操業しており、その環境測定値は、基準値を大きく下回っております。

また、放射性物質関係の測定結果についても、基準値以下であり、いずれも良好な状況で推移しており、これらの環境測定結果については、当組合のホームページにおいて公表し、地域住民の不安の払拭に努めているところであります。

さらに、多くの方々に環境問題について関心を持っていただく機会を提供することを目的として、施設見学等を積極的に受入れており、本年度も新型コロナウイルス感染症対策を施しつつ、管内の小学校を対象として、9月末までに20件、492名の施設見学を受入れ対応しております。

当クリーンセンターにおいては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めており、引き続き、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けた取組を推進するものである。

本日の定例会には、「令和3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算」を含め、2件についてご提案しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告といたします。

○**議長（伊藤 力也君）** 以上で管理者の報告を終わります。

○**議長（伊藤 力也君）** 日程第5、認定第1号、令和3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○**事務局長（長野 勝君）** ただいま議題に供されました、認定第1号「令和

3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、別冊となっております、令和3年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算書の1ページから2ページをご覧ください。

令和3年度は、組合会計の最終予算額が、14億5,870万3千円となり、これに対する決算額は、収入済額、14億5,886万4,299円となったところでございます。

次に3ページから4ページをご覧ください。

支出済額は、14億4,775万4,072円となり、歳入歳出差引額、1,111万227円を、令和4年度に繰り越したところでございます。

次に、歳入の内訳についてであります。1ページから2ページにお戻り願います。

第1款、分担金及び負担金は、均等割10%と、利用割又は人口割90%により算出した額による負担金で、13億3,871万8,000円となったところでございます。

第2款、使用料及び手数料は、釜石市、大船渡市及び大槌町から直接搬入されるごみ処理手数料で、1億1,050万8,900円となったところでございます。

第5款、財産収入は、2,989円で財政調整基金運用収入でございます。

第7款、繰越金は、933万7,023円で、令和2年度からの繰越金でございます。

第8款、諸収入は、29万7,387円で、主なものといたしましては、スラグ・メタルの売払収入、3万3,007円、東京電力福島原発事故損害賠償金、26万1,600円でございます。

次に、歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事項をご説明申し上げます。

3ページから4ページをご覧ください。

第1款 議会費は、57万3,285円で、主なものといたしましては、議員報酬及び旅費でございます。

第2款 総務費は、5,170万4,590円で、主なものといたしましては、人件費が、3,896万6,583円、及び財政調整基金積立金が、903万9,000円でございます。

第3款 衛生費は、9億1,037万9,611円で、主なものといたしましては、通常ごみを処理する施設の運営維持管理委託料が、8億2,731万8,825円、及び中継運搬委託料、5,882万4,473円でございます。

前年度より2億2,870万9,954円の減となったところでございます。

第4款 公債費は、4億8,509万6,586円で、平成20年度から平成22年度組合債借入分の元金及び利子償還金でございます。前年度と同額でございます。

以上、ご説明いたしました組合会計歳入歳出決算の、詳細につきまして

は、5 ページから 14 ページまでの決算事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。

また、令和 3 年度における主要事業の実施結果は、別冊としております「主要な施策の成果に関する説明書」を、決算に対する監査委員の審査は、「岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書」を、ご参照願います。

以上、認定第 1 号につきましては、地方自治法第 292 条において 準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すもので、同法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により 提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより認定第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 6、議案第 5 号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第 5 号「岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 9 ページをご覧願います。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に係る所要の改正をしようとするものでございます。

この議案第 5 号につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 30 日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 力也君） 以上で本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和 4 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後 4 時 15 分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

伊 藤 力 也

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

中 野 貴 徳

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

水 野 正 勝